

## 令和4年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」 【令和5年度繰越分】追加募集の申請における留意事項

### (1) 事業の仕組み等

- ①補助対象事業者は、都道府県・政令指定都市です。
- ②本事業のスケジュール等は別紙のとおりです。
- ③交付内定日から、令和6年3月31日までの間の取組を補助対象といたします。

### (2) 申請について

都道府県・指定都市の状況により、「A：新規申請」、「B：変更申請」どちらかの方法で申請してください。

#### A：新規申請

令和4年度地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業）【令和5年度繰越分】交付決定通知書（令和5年6月22日付け5ス庁第412号）により交付決定を受けていない場合は、新規申請として応募をしてください。

#### B：追加申請

令和4年度地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業）【令和5年度繰越分】交付決定通知書（令和5年6月22日付け5ス庁第412号）により交付決定を受けている場合は、追加申請（事業計画の変更申請）として応募をしてください。

### ①提出物

#### A：新規申請の場合の提出物

A-1 交付申請書（事業計画書、実施計画書、収支予算書、銀行口座情報を含む）

#### A-2 申請経費の根拠書類（様式自由）

- ・ 事業計画書の備考欄に記入する積算単価について、条例等に規定がある場合は、当該条例等の抜粋を添付してください。
- ・ 申請予定の事業について、事業の目的、概要、補助対象経費の積算根拠等が分かる資料を添付してください。

※その他必要に応じてスポーツ庁から関係書類の提出を求める場合があります。

#### B：追加申請の場合の提出物

B-1 追加交付申請書及び関係書類（変更後の事業計画書、収支予算書を含む）

B-2 事業の概要が分かる資料及び積算根拠資料（様式任意）（追加のみ）

- ・ 事業計画書の備考欄に記入する積算単価について、条例等に規定がある場合は、当該条例等の抜粋を添付してください。
- ・ 申請予定の事業について、事業の目的、概要、補助対象経費の積算根拠等が分かる資料を添付してください。

※その他必要に応じてスポーツ庁から関係書類の提出を求める場合があります。

#### ②申請方法

提出物を電子メールにより以下③に示す宛先まで送付をお願いします。

※電子メールでの提出がどうしても困難な場合は、事前に以下③に示す担当部局に相談をお願いします。

※電子メール送信中の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。

※受信確認の確認メールが提出後 1 営業日以上たっても届かない場合は、電話にて確認をお願いします。

③提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

スポーツ庁地域スポーツ課 地域スポーツクラブ活動推進係

[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111) (内線 3954)

e-mail : [tiikisport@mext.go.jp](mailto:tiikisport@mext.go.jp)

④提出期限

令和 5 年 10 月 4 日 (水) 17 時必着

⑤その他

- ・ 交付申請書等の作成費用については、申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された交付申請書等については返却しません。
- ・ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の追加・差し替えは一切認めません。

(6) 問合せ先

スポーツ庁地域スポーツ課 地域スポーツクラブ活動推進係

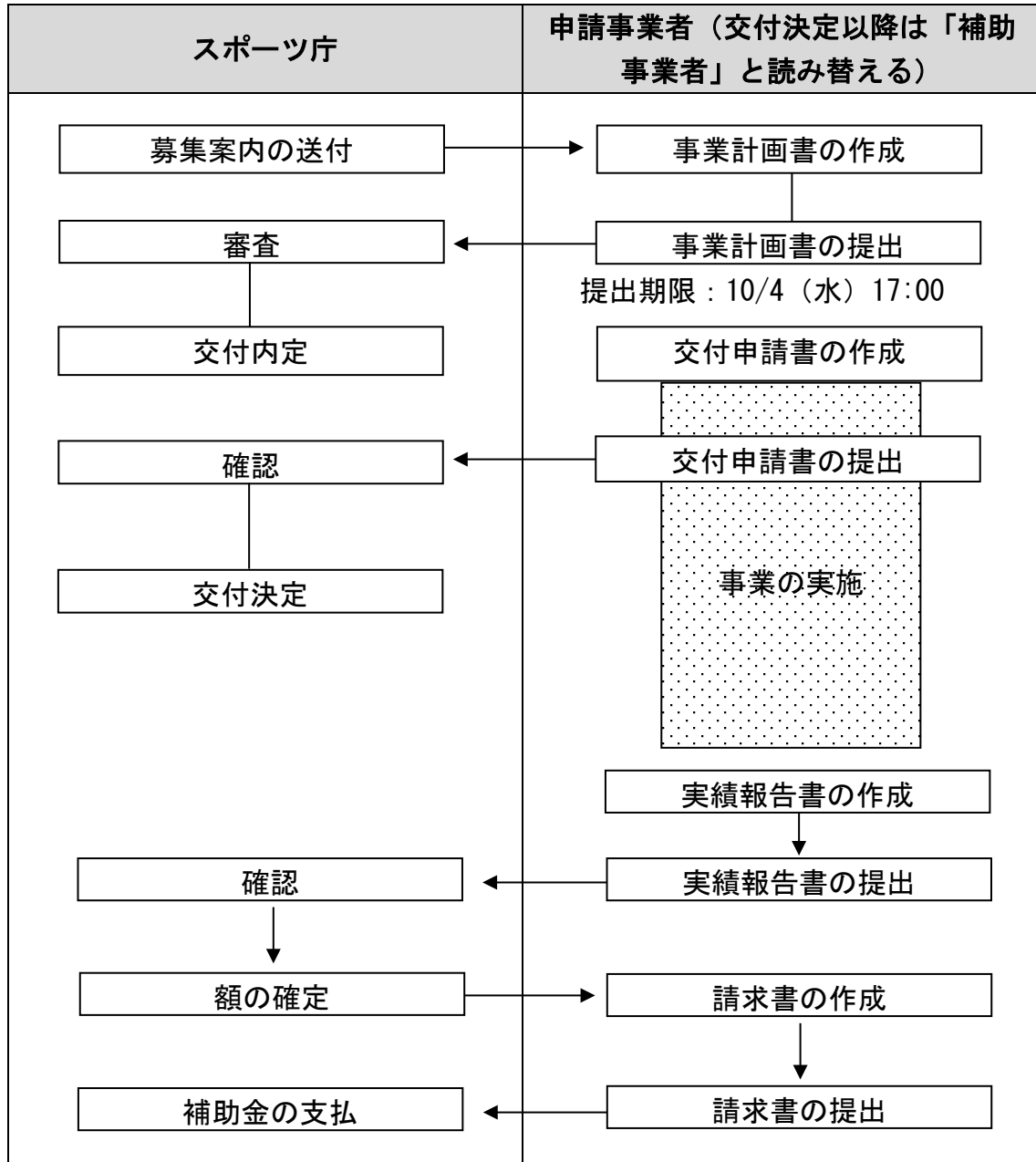
[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111) (内線 3954)

e-mail : [tiikisport@mext.go.jp](mailto:tiikisport@mext.go.jp)

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答しかねます。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

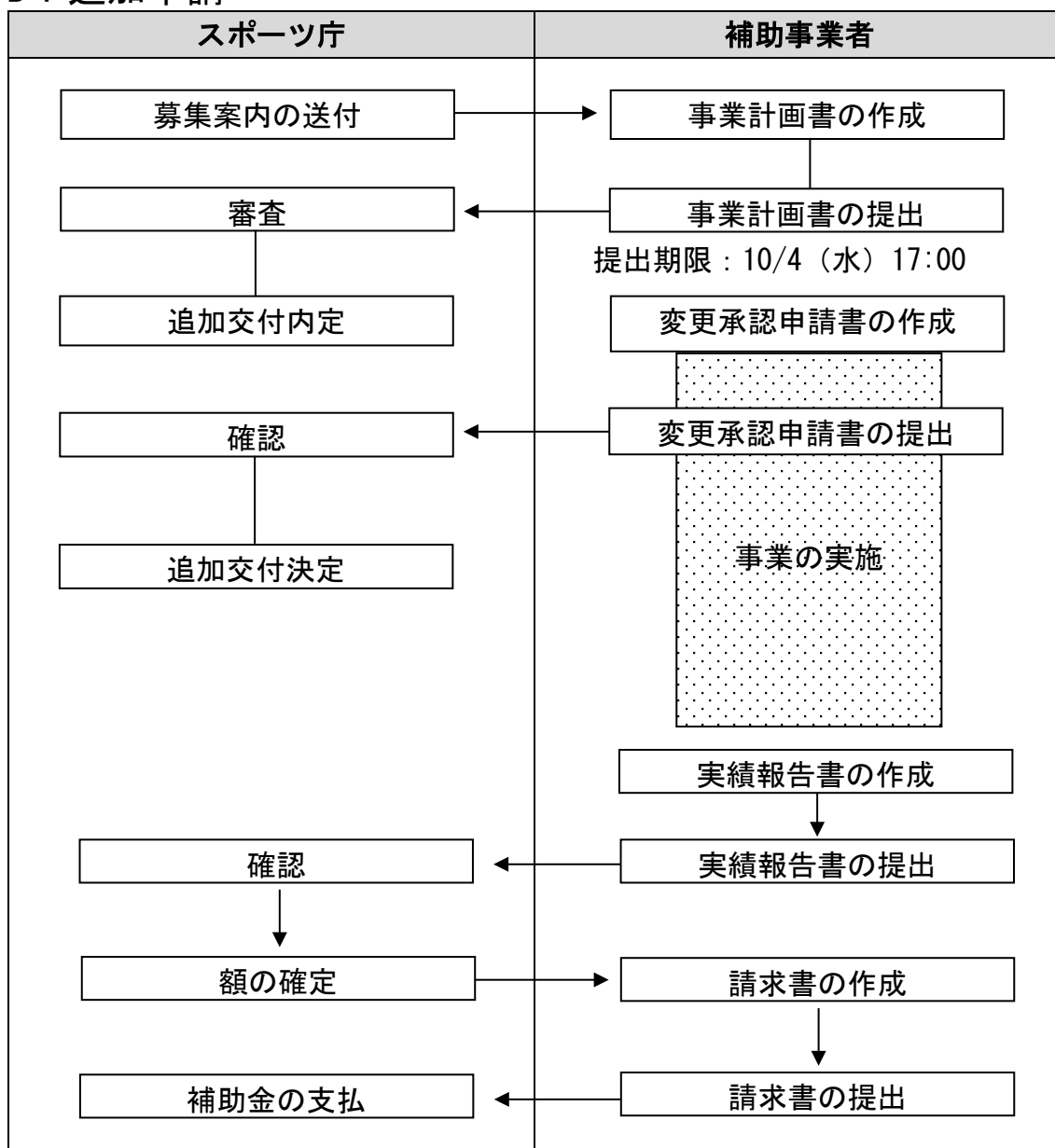
**「令和4年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」  
【令和5年度繰越分】」追加募集に係る公募スケジュール（イメージ）**

**A：新規申請**



※上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合がある。  
 ※本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、必要があると認められる場合、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

## B：追加申請



※上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合がある。

※本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、必要があると認められる場合、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。